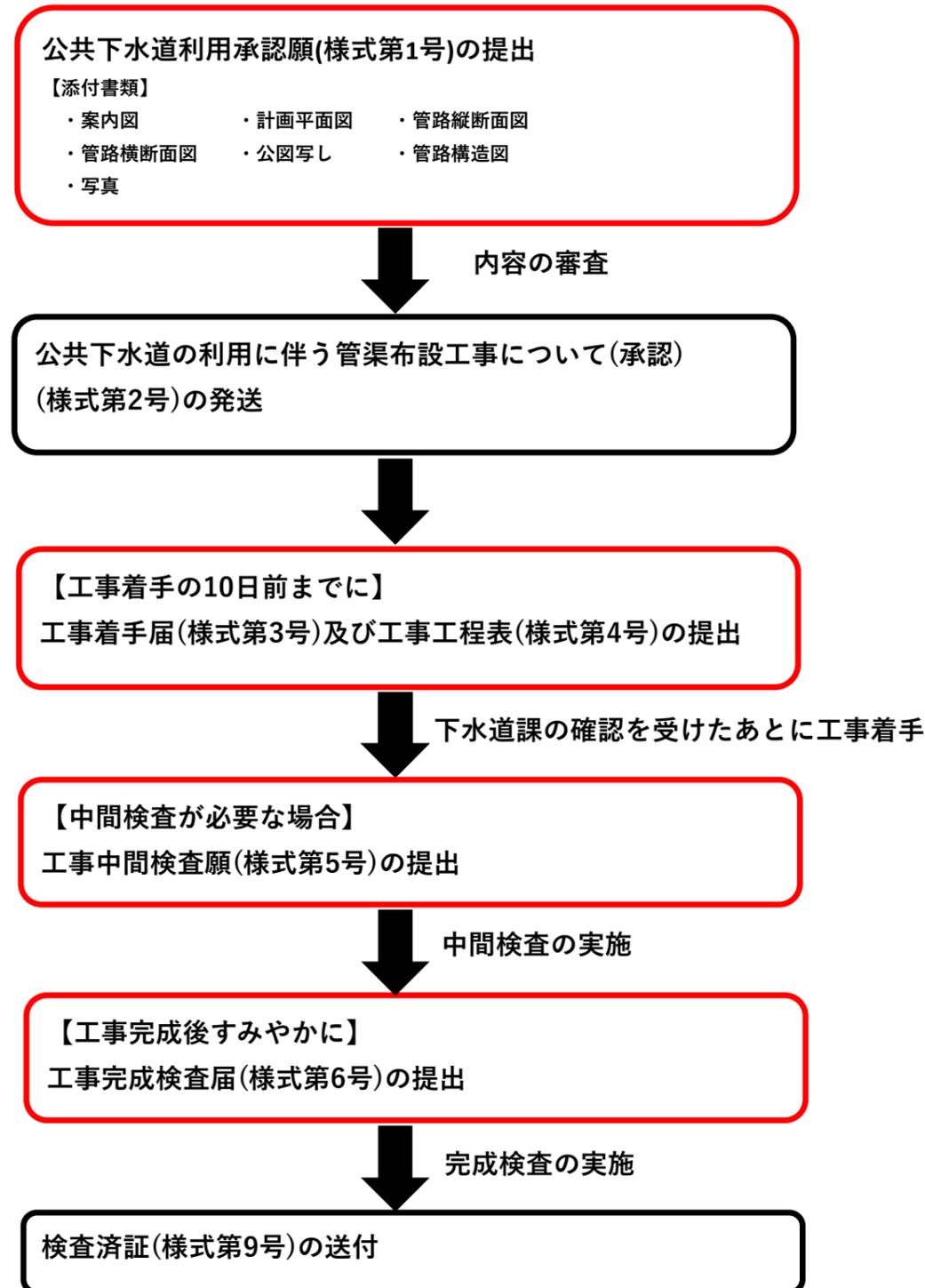


熱海市公共下水道利用承認手続き・寄付申込みの流れ

1. 公共下水道利用承認申請

【本手続きの対象】

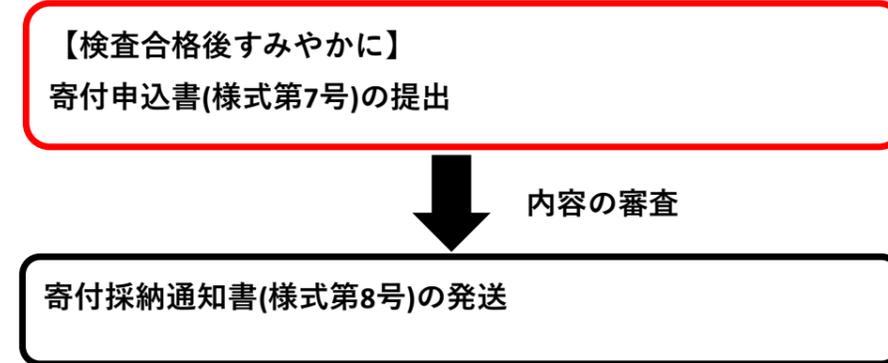
・下水道課との事前協議を行ったうえで、下水道本管・取付管を自費で施工し、公共下水道を利用する場合



2. 寄付の手続き

【本手続きの対象】

・下水道本管・取付管を自費で施工し、市に寄付を行う場合
(布設した下水道本管・取付管を自主管理する場合は本手続きは不要)



※注意事項【必ずご確認ください】

- ・公共下水道利用承認申請を行う場合、施工方法等について、事前に下水道課との協議が必要です。
- ・私道や公道に布設した管渠は、一定の条件を満たす場合のみ市に寄付を行うことができます。詳細については、下水道課へお問い合わせください。
- ・その他ご不明な点は、熱海市下水道課施設室へお問い合わせください。(電話：0557-86-6526)

凡例

-  起業者→公共下水道管理者(熱海市)
-  公共下水道管理者(熱海市)→起業者